

「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正

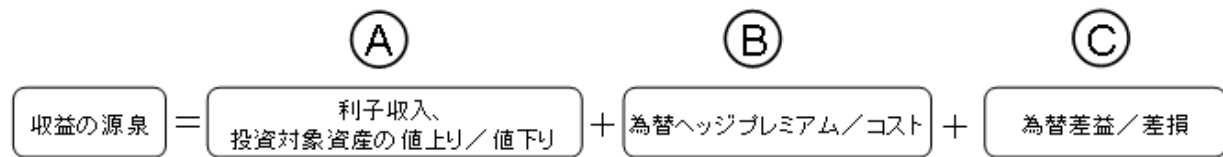
平成 23 年 11 月 17 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p><u>(ファンドの特色として細則に規定する記載方法)</u></p> <p><u>第 3 条 規則第 3 条第 1 項第 1 号②のニ及びホに規定する細則で定める記載方法は、次の通りとする。</u></p> <p><u>(1) 規則第 3 条第 2 項に規定する通貨選択型投資信託等について、以下の①～②に規定する事項に関して、当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。</u></p> <p>① <u>通貨選択型投資信託等は、夫々の収益源の要素（例えば、「投資対象資産による収益」「為替ヘッジプレミアムによる収益」「為替変動による収益」等）を交付目論見書本文で文章や図を用いて説明した上で、以下の図例を参考として、通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図を併せて記載する。</u></p> <p>○ <u>通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図例</u></p> <p>〈通貨選択型の投資信託のイメージ図〉</p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

② 収益の源泉である要素別に、かつ、「収益を得られるケース」と「損失やコストが発生するケース」として、通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを一つの図で確認できるよう、以下の図例を参考として、通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図を記載する。

○ 通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。



収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の低下 <p style="text-align: center;">投資対象資産(債券等)の価格の上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 <p style="text-align: center;">ヘッジプレミアムの発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対してヘッジ対象通貨高 <p style="text-align: center;">為替差益の発生</p>
損失やコストが発生するケース	<p style="text-align: center;">投資対象資産(債券等)の価格の下落</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 	<p style="text-align: center;">ヘッジコストの発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 	<p style="text-align: center;">為替差損の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円に対してヘッジ対象通貨安

(記載上の留意事項)

1. イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品スキームに合わせて記載するものとする。

(2) 規則第3条第1項第1号②のホに定める「分配方針」の記載については、将来の分配金が保証されているものではない旨を以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。

① 文章のみで記載する場合には、例えば「将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。」旨を本文の記載文字と同等程度の大きさにするなど工夫して記載する。

② 「分配方針」のイメージ図等に付記する文章の場合には、例えば、「上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。」旨を本文の記載文字と同等程度の大きさにする又は当該イメージ図とのバランスを考慮するなど工夫して記載する。

新	旧
<p>(追加的情報として細則に規定する記載方法)</p> <p>第4条 規則第4条第1項第6号に規定する細則で定める記載方法は、次の通りとする。</p> <p>規則第4条第1項第6号に定める投資信託については、以下の①～③の記載方法により、「収益分配金に関する留意事項」等と明示した上で、原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。</p> <p>なお、本号の対象となる投資信託は、公募追加型株式投資信託（上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいい、以下「上場投資信託」という。）を除く。）とする。</p> <p>① 分配金が支払われるイメージの記載方法</p> <p>文章による説明として、例えば、「分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、投資信託の純資産から分配金が支払われるイメージ図を併せて記載する。</p> <p>○ 投資信託の純資産から分配金が支払われるイメージ図例</p>  <p>② 分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法</p> <p>文章による説明として、例えば、「分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合がある。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金が収益を超えて支払われるイメージ図を併せて記載する。</p>	<p>(新設)</p>

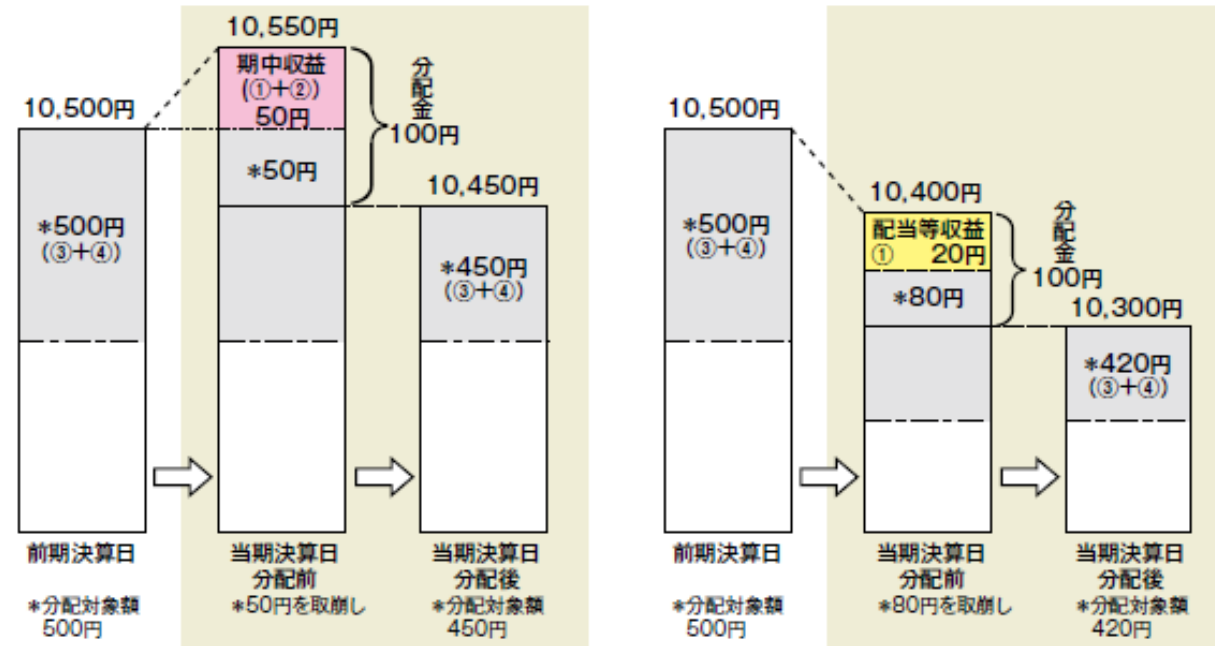
新

旧

○ 計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合のイメージ図例

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

(記載上の留意事項)

1. 分配対象額については、イメージ図の説明として、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金及び④収益調整金を明確に注記するとともに、「分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われる。」旨を記載する。
2. イメージ図の表示については、具体的な金額を表示しわかりやすく記載する。
3. イメージ図については、「上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないので留意する。」旨を記載する。

③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法

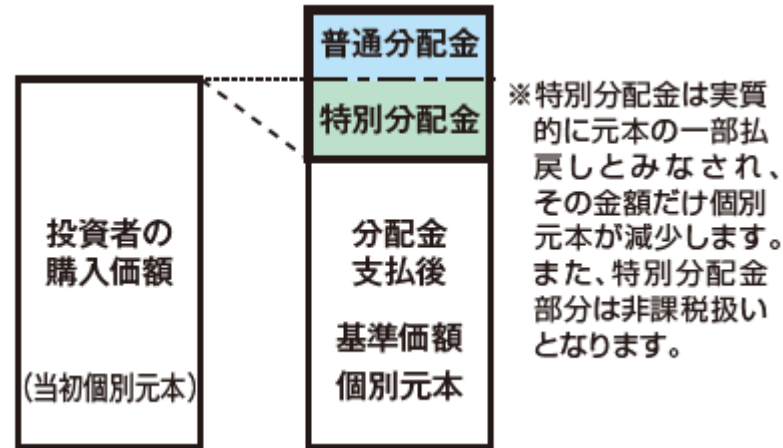
文章による説明として、例えば、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図を併せて記載する。

新

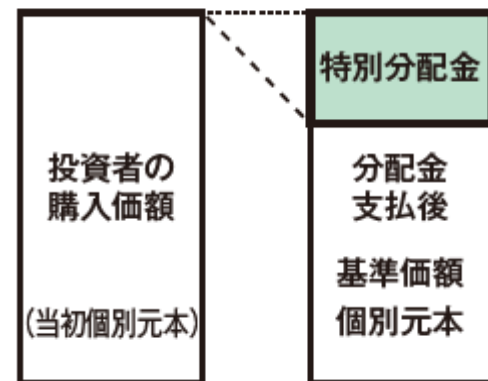
旧

○ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(記載上の留意事項)

1. 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載に当たっては、普通分配金（個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金）、特別分配金（個別元本を下回る部分からの分配金）についての説明を記載するとともに、特別分配金については、「分配後の投資者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少する。」旨を記載する。
2. （注）等として、「普通分配金に対する課税については、交付目論見書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」を参照する。」旨を記載する。なお、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載例イメージ図は、「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」に記載することもできる。

新	旧																																																																								
<p>(分配の推移の記載方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(手続・手数料等の記載様式)</p> <p>第6条 規則第3条第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、<u>上場投資信託、財形給付金ファンド（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託）、確定拠出年金専用ファンド（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づき、個人又は事業主が拠出した資金を運用するための投資信託）</u>は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。</p> <p>① お申込みメモ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>購入単位</td><td></td></tr> <tr><td>購入価額</td><td></td></tr> <tr><td>購入代金</td><td>※記載上の留意事項「1.」</td></tr> <tr><td>換金単位</td><td></td></tr> <tr><td>換金価額</td><td></td></tr> <tr><td>換金代金</td><td>※記載上の留意事項「2.」</td></tr> <tr><td>申込締切時間</td><td></td></tr> <tr><td>購入の申込期間</td><td>※記載上の留意事項「3.」</td></tr> <tr><td>換金制限</td><td>※記載上の留意事項「4.」</td></tr> <tr><td>購入・換金申込受付 の中止及び取消し</td><td>※記載上の留意事項「5.」</td></tr> <tr><td>信託期間</td><td>※記載上の留意事項「6.」</td></tr> <tr><td>繰上償還</td><td>※記載上の留意事項「7.」</td></tr> <tr><td>決算日</td><td></td></tr> <tr><td>収益分配</td><td>※記載上の留意事項「8.」</td></tr> <tr><td>信託金の限度額</td><td></td></tr> <tr><td>公告</td><td></td></tr> <tr><td>運用報告書</td><td>※記載上の留意事項「9.」</td></tr> <tr><td>課税関係</td><td>※記載上の留意事項「10.」</td></tr> </table> <p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. 「購入代金」は、投資者が購入代金を支払う期限について記載するものとする。</p> <p>2. 「換金代金」は、換金代金の支払いを開始する日を記載するものとする。</p> <p>3. 「購入の申込期間」については、新規設定ファンド、単位型等投資者にとって重要な情報と考えられる場合には、お申込みメモの冒頭に記載することができる。</p> <p>4. 「換金制限」は、クローズド期間、大口解約にかかる制限等がある場合、当該事項について記載するものとする。<u>なお、該当事項がない場合は、「該当事項がない」旨若しくは「-」等で表示するものとする。</u></p>	購入単位		購入価額		購入代金	※記載上の留意事項「1.」	換金単位		換金価額		換金代金	※記載上の留意事項「2.」	申込締切時間		購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」	換金制限	※記載上の留意事項「4.」	購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」	信託期間	※記載上の留意事項「6.」	繰上償還	※記載上の留意事項「7.」	決算日		収益分配	※記載上の留意事項「8.」	信託金の限度額		公告		運用報告書	※記載上の留意事項「9.」	課税関係	※記載上の留意事項「10.」	<p>(分配の推移の記載方法)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>(手続・手数料等の記載様式)</p> <p>第4条 規則第3条第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託、財形給付金ファンド（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託）</u>は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。</p> <p>① お申込みメモ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>購入単位</td><td></td></tr> <tr><td>購入価額</td><td></td></tr> <tr><td>購入代金</td><td>※記載上の留意事項「1.」</td></tr> <tr><td>換金単位</td><td></td></tr> <tr><td>換金価額</td><td></td></tr> <tr><td>換金代金</td><td>※記載上の留意事項「2.」</td></tr> <tr><td>申込締切時間</td><td></td></tr> <tr><td>購入の申込期間</td><td>※記載上の留意事項「3.」</td></tr> <tr><td>換金制限</td><td>※記載上の留意事項「4.」</td></tr> <tr><td>購入・換金申込受付 の中止及び取消し</td><td>※記載上の留意事項「5.」</td></tr> <tr><td>信託期間</td><td>※記載上の留意事項「6.」</td></tr> <tr><td>繰上償還</td><td>※記載上の留意事項「7.」</td></tr> <tr><td>決算日</td><td></td></tr> <tr><td>収益分配</td><td>※記載上の留意事項「8.」</td></tr> <tr><td>信託金の限度額</td><td></td></tr> <tr><td>公告</td><td></td></tr> <tr><td>運用報告書</td><td>※記載上の留意事項「9.」</td></tr> <tr><td>課税関係</td><td>※記載上の留意事項「10.」</td></tr> </table> <p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. 「購入代金」は、投資者が購入代金を支払う期限について記載するものとする。</p> <p>2. 「換金代金」は、換金代金の支払いを開始する日を記載するものとする。</p> <p>3. 「購入の申込期間」については、新規設定ファンド、単位型等投資者にとって重要な情報と考えられる場合には、お申込みメモの冒頭に記載することができる。</p> <p>4. 「換金制限」は、クローズド期間、大口解約にかかる制限等がある場合、当該事項について記載するものとする。</p>	購入単位		購入価額		購入代金	※記載上の留意事項「1.」	換金単位		換金価額		換金代金	※記載上の留意事項「2.」	申込締切時間		購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」	換金制限	※記載上の留意事項「4.」	購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」	信託期間	※記載上の留意事項「6.」	繰上償還	※記載上の留意事項「7.」	決算日		収益分配	※記載上の留意事項「8.」	信託金の限度額		公告		運用報告書	※記載上の留意事項「9.」	課税関係	※記載上の留意事項「10.」
購入単位																																																																									
購入価額																																																																									
購入代金	※記載上の留意事項「1.」																																																																								
換金単位																																																																									
換金価額																																																																									
換金代金	※記載上の留意事項「2.」																																																																								
申込締切時間																																																																									
購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」																																																																								
換金制限	※記載上の留意事項「4.」																																																																								
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」																																																																								
信託期間	※記載上の留意事項「6.」																																																																								
繰上償還	※記載上の留意事項「7.」																																																																								
決算日																																																																									
収益分配	※記載上の留意事項「8.」																																																																								
信託金の限度額																																																																									
公告																																																																									
運用報告書	※記載上の留意事項「9.」																																																																								
課税関係	※記載上の留意事項「10.」																																																																								
購入単位																																																																									
購入価額																																																																									
購入代金	※記載上の留意事項「1.」																																																																								
換金単位																																																																									
換金価額																																																																									
換金代金	※記載上の留意事項「2.」																																																																								
申込締切時間																																																																									
購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」																																																																								
換金制限	※記載上の留意事項「4.」																																																																								
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」																																																																								
信託期間	※記載上の留意事項「6.」																																																																								
繰上償還	※記載上の留意事項「7.」																																																																								
決算日																																																																									
収益分配	※記載上の留意事項「8.」																																																																								
信託金の限度額																																																																									
公告																																																																									
運用報告書	※記載上の留意事項「9.」																																																																								
課税関係	※記載上の留意事項「10.」																																																																								

新	旧
<p>5. 「購入・換金申込受付の中止及び取消し」は、金融商品取引所等における取引の停止等により購入・換金申込受付が中止または取消しになることがある旨を記載するものとする。</p> <p>6. 「信託期間」は、「信託設定日」及び「償還日」（無期限の場合はその旨）を記載するものとする。</p> <p>7. 「繰上償還」は、ファンドが繰上償還となることがある旨、及びその要件を記載する。</p> <p>8. 「収益分配」は、分配の頻度、分配金の取扱い（再投資可能等）等を記載するものとする。</p> <p>9. 「運用報告書」は、運用報告書の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。</p> <p>10. 「課税関係」は、原則として、「課税上は株式投資信託として取扱われる。」旨又は「課税上は公社債投資信託として取扱われる。」旨を記載するものとする。また、益金不算入制度あるいは配当控除の適用がある場合、その旨を記載するものとする。ただし、次に掲げる投資信託等である場合はこの限りでない。 ・所得税法第2条の15の3に規定する公募公社債等運用投資信託</p> <p>11. 上記項目の他、ファンドの特色その他必要と考えられる記載事項がある場合は、適宜項目を追加し記載するものとする。</p>	<p>5. 「購入・換金申込受付の中止及び取消し」は、金融商品取引所等における取引の停止等により購入・換金申込受付が中止または取消しになることがある旨を記載するものとする。</p> <p>6. 「信託期間」は、「信託設定日」及び「償還日」（無期限の場合はその旨）を記載するものとする。</p> <p>7. 「繰上償還」は、ファンドが繰上償還となることがある旨、及びその要件を記載する。</p> <p>8. 「収益分配」は、分配の頻度、分配金の取扱い（再投資可能等）等を記載するものとする。</p> <p>9. 「運用報告書」は、運用報告書の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。</p> <p>10. 「課税関係」は、原則として、「課税上は株式投資信託として取扱われる。」旨又は「課税上は公社債投資信託として取扱われる。」旨を記載するものとする。また、益金不算入制度あるいは配当控除の適用がある場合、その旨を記載するものとする。ただし、次に掲げる投資信託等である場合はこの限りでない。 ・所得税法第2条の15の3に規定する公募公社債等運用投資信託</p> <p>11. 上記項目の他、ファンドの特色その他必要と考えられる記載事項がある場合は、適宜項目を追加し記載するものとする。</p>
<p>② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用 (略)</p>	<p>② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用 (同 左)</p>
<p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. 投資者が直接的に負担する費用（購入時手数料、信託財産留保額）、間接的に負担する費用（運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料）について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載するものとする。<u>なお、購入時手数料、信託財産留保額、運用管理費用（信託報酬（総額））、換金時の手数料の記載に当たっては、赤字や下線など目立つように工夫するものとする。</u></p>	<p>(記載上の留意事項)</p> <p>1. 投資者が直接的に負担する費用（購入時手数料、信託財産留保額）、間接的に負担する費用（運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料）について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載するものとする。</p>
<p>2. ～7. (略)</p>	<p>2. ～7. (同 左)</p>
<p>(イ) 税金 (略)</p>	<p>(イ) 税金 (同 左)</p>
<p>(文章表現等) 第7条 規則第7条第4項に規定する細則に定める文章表現等は、次に掲げる事項とする。 (以下略)</p>	<p>(文章表現等) 第5条 規則第7条第4項に規定する細則に定める文章表現等は、次に掲げる事項とする。 (同 左)</p>
<p>附 則 1. この改正は、平成24年2月1日より実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。</p>	

新	旧
2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。	